

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 社員会と労働組合の違い ②

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 社員会と労働組合の違い ②

#### 社員会などの目的及び活動について

労働組合がない会社には、大半に「社員会」「共済会」「従業委員会」と名がつく社員の親睦団体が存在します。

#### <社員会などの特長>

1. 会の目的は主に「会員の親睦・交流・相互扶助」を通して、職場（会社）の調和と職場活性化を図る。
2. したがって、会には会社の社長以下、社員全員が会員となる。
3. ただ、労働法で必要となる「従業員代表」を社員会のなかで、法的に労働者となる地位の者を選出しつつ「過半数代表者」として、その者と労使協定する。
4. したがって、会社の方針や経営状況について報告する会議の場を設け、定期的に会社役員と意見交換する「機関」を設置しているところが多い。
5. しかし、社員会役員には会員に対する報告義務がないため、役員自身のなかで留まり、一般社員まで情報が下りない（伝わらない）ことが多い。
6. 会の運営費も会社補助で賄うところが多い。
7. そして、社員会などは、その企業の社員の私的な組織であるため、法的な権利や義務がなく、全てに曖昧さがつきまとまる。

例えば、③の「従業員代表との労使協定」は、労働法に基づくものであるので、その従業員代表を選出するに当たっては、「法」に基づく選出が必要となります。

「労働基準法に規定されている労働者の過半数を代表する者は、以下のいずれにも該当する者でなければなりません（労基法施行規則第6条の2、労働時間設定改善則1条）」

1. 労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
2. 労使協定の締結等をする者を選出することを明らかにし、実施される投票、及び挙手等の方法による手続きにより選出された者であること。

また、使用者（会社）は、労働者が過半数代表者であること、過半数代表者になろうとしたこと、過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはいけないと定められています（不当労働行為）。

このように、労働組合のない会社では、社員会などが一部労働条件に関する法的部分を担っていますが、目的が違う関係もあり、これらの問題に対して「意識」「活動」とともに低调な面が見受けられます。

このようなことから、不平不満分子や外部の組織破壊集団に侵食される危険性を常に持っていると言えるでしょう。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▷ キーワード検索はこちら

▷ サイトマップ ▷ このサイトについて ▷ 個人情報保護の取組みについて

▷ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
[ワーカーズ・ライブラリー]

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.